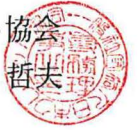


30日クレ協第専66号

平成31年2月28日

公益社団法人日本通信販売協会 御中

一般社団法人日本クレジット協会  
副会長・専務理事 松井 哲夫



## クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の「見える化」に係るご協力のお願い

拝啓 時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会の活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年12月に成立・公布された改正割賦販売法に係る国会附帯決議やクレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2018-」において、消費者がセキュリティ対策に取り組んでいる加盟店を認識・識別できるための「見える化」の方策を講じることが求められております。

当協会では、経済産業省と連携のうえ、EC加盟店様（ECモール事業者様）がクレジットカード取引におけるセキュリティ対策を「見える化」するための方策を取りまとめました。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、下記内容を貴協会加盟会員各社へご案内いただくとともに、貴協会においても本取組みについて消費者に周知いただく等のご協力をいただきますようお願いいたします。

ご不明な点などございましたら下記事務局までご連絡ください。

敬具

### 記

#### 1) ご確認いただくセキュリティ対策の要件

クレジット取引セキュリティ対策協議会の実行計画に基づき、クレジットカード情報保護対策及び不正利用対策を実施しているかどうかご確認ください。

※参照先：

日本クレジット協会 <https://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

#### 2) 自己宣言(例)

『割賦販売法に基づき、クレジット取引セキュリティ対策協議会の定める実行計画に取り組んでおります。』

『割賦販売法に基づき、クレジットカード取引のセキュリティ対策に取り組んでおります。』

#### 3) 表示場所(例)

EC加盟店（ECモール事業者）のサービス説明ページ、決済画面 等

日本クレジット協会のホームページでは消費者の皆様に向けてクレジットカードのセキュリティ対策に関する情報を発信しております。自己宣言に対する情報の補完や、EC 加盟店様とクレジット業界をあげての取組みのPRとして、ご活用ください。

日本クレジット協会 <https://www.j-credit.or.jp/security/understanding/consumer.html>

※宣言の文言や掲載場所は参考例です。ご自由に変更いただけます。

#### 4) 本取組への参画等

本取組については任意でのご参加となります。また、個人情報保護対策についても自己宣言される場合には各自のご判断でご対応いただくものです。

#### <「本件」に関するお問合せ先>

一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター  
(クレジット取引セキュリティ対策協議会 事務局)  
TEL 03-5643-0011 e-mail [gykikaku2@jcredit.jp](mailto:gykikaku2@jcredit.jp)